

「食の安全・安心セミナー」 のお知らせ

近年、食品の賞味期限や原産地に関する偽装表示といったJAS法違反事案が多数確認されるなど、食品の表示に対する消費者の信頼が大きく揺らいでいます。

こうした中、食品表示に対する消費者の信頼回復に向けて、食品製造業者等を対象に「JAS法」に基づく食品表示の適正化や「食品衛生法」に基づく衛生管理の徹底等、食の安全・安心に焦点を当てたセミナーを開催します。

日 時	2月25日(木) 14:00~16:00
場 所	釧路市大楽毛南1丁目2番51号 北海道立釧路高等技術専門学院 2階講堂
主催者	北海道、農林水産省北海道農政事務所
対象者	食品関係事業者 消費者関係団体、市町村、消費者
内 容	第1部 JAS法に基づく適正な食品表示について 第2部 食品衛生法に基づく衛生管理及びHACCPの導入促進について

参加費 無 料

定 員 100名

申込期日 2月18日(木)

- 申し込み・問い合わせ先
釧路支庁 環境生活課 道民生活係 ☎0154-43-9151

北海道障害者職業能力開発校 入校生追加募集

国立北海道障害者職業能力開発校は、求職中の障がい者を対象に、就労に必要な知識や技能を習得し自立を目指す職業訓練施設です。平成22年度の入校生を各訓練科目の定員に達するまで追加募集しています。応募方法など詳しくは、本校または最寄りの公共職業安定所に問い合わせしてください。

- 申し込み・問い合わせ先
〒073-0115 砂川市焼山60番地
北海道障害者職業能力開発校
☎0125-52-2774 FAX0125-52-9177

2月7日は北方領土の日

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島の早期返還は、国民の長年にわたる悲願です。昨年も精力的な返還運動を展開してきましたが、具体的な道筋も見えないまま今日にいたっています。しかし、今後も粘り強く北方領土返還運動を進め一日も早い四島返還を実現しましょう。

休日公証相談のお知らせ

日 時	2月7日(日) 9:00~16:00
場 所	釧路市末広町7丁目2番地 金森ビル1階 釧路公証人役場
相談内容	遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与等
相談料	無 料
申込方法	相談日の前々日(2月5日(金))までに、電話予約をお願いします。

- 申し込み・問い合わせ先
釧路公証人役場 ☎0154-25-1365

消費生活トラブルに注意！ クーリング・オフ制度について

私たちの生活の周りには、多くの悪質な商品や商法が氾濫しています。まずは、悪質な手口に騙されないようによく考えて契約を結ばなくてはなりません。

契約とは、物を買ったり、借りたりすることです。「売ります」「買います」のように、意志が一致すると契約は成立し、お互いに契約を守る義務が生じます。正当な理由なく勝手に契約をやめることはできません。しかし、消費者を守る特別な制度として『クーリング・オフ』の制度があります。

クーリング・オフは、消費者が契約した後で冷静に(cooling)考える時間を与え、一定期間内であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は、契約書面を受け取った日から8日間です。(マルチ商法やモニター商法などは20日間です。)

クーリング・オフできるものは、「家に業者が売りに来た」「街で声をかけられた」「電話で呼び出された」など、不意打ち、的に契約してしまったときや、エステや外国語教室、パソコン教室のように継続してサービスを受ける契約など条件があります。

なお、訪問販売等で契約した場合でも、乗用自動車や葬儀等、化粧品・健康食品などの消耗品の一部を消費した場合、現金取引で3,000円に満たない場合などはクーリング・オフできません。

クーリング・オフは書面で行います。簡易書留など送ったことが証明できるかたちで出しましょう。

クーリング・オフ用葉書等は、2月中に町内全戸に配布する予定ですので、ご活用ください。

- 問い合わせ先
役場 まちづくり課 商工労働観光係 ☎62-2239
役場 茶内支所 消費生活相談窓口 ☎65-2194

釧路支庁地域振興部環境生活課から エゾシカ狩猟についてのお知らせ

ただ今、狩猟期間中です。エゾシカは3月28日まで（一部地域を除く）捕獲が可能となっています。狩猟者の方はマナーを守って、安全な狩猟をお願いします。

狩猟において、次の事項は禁止されています

- 公道からの発砲（鳥獣法第11条）
林道も公道に含まれます
弾丸が公道を通過する場合も含まれます
- 人や建物に向けての発砲（鳥獣法第38条）
人や建物が射程外にあっても該当します
自動車などに向けての発砲も含まれます
人家近くからの発砲も禁止されています
- 無断立ち入り（鳥獣法第17条）
柵などで囲われた土地⇒土地所有者の承諾が必要です
作物のある土地 ⇒ 同上
国有林、道有林 ⇒入林許可が必要です
- 日出前、日没後の発砲（鳥獣法第38条）
発砲が禁止されているのは夜間だけではありません
- 捕獲物の放置（鳥獣法第18条）
やむを得ない場合を除き、捕獲物は持ち帰ることとされています
捕獲した場所以外で、山野に放置することは禁じられています

住民の方へ

狩猟期には違反が無いようパトロールを行っています。上記のような事例がありましたら、お近くの警察署又は釧路支庁にご連絡ください。

●問い合わせ先

釧路支庁 地域振興部 環境生活課 自然環境係
☎0154-43-9154

屋根からの落氷雪事故防止のお願い

毎年、冬になりますと、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、十分にご注意ください。



- ① タラは小麦粉をまぶしつける。長ネギは斜め切りにします。
 - ② 煮汁の材料を混ぜ合わせる。
 - ③ フライパンに油を熱し、①のタラを入れて両面を焼く。②の煮汁を加え、ときどきタラにまわしかけながら煮つめる。
 - ④ ①の長ネギを加えてさっと火を通す。
- ※他の魚でも代用できます。

（町栄養士）

【1人分の栄養素】	
エネルギー	142kcal
たんぱく質	15.4g
脂質	3.5g
カルシウム	30mg
食塩相当量	1.3g

【作り方】

- 煮汁
- ☆水……………200cc
 - ☆酒……………大さじ2杯
 - ☆☆コチュジャン……………大さじ2杯
 - ☆砂糖……………大さじ2杯
 - ☆醤油……………大さじ2杯
- ☆生タラ……………4切れ（320g）
☆小麦粉……………適量
☆長ネギ……………一本
☆サラダ油……………大さじ1杯

【材料 4人分】

「タラのピリ辛煮」

今月の食材は「タラ」です。



第10回こどものためのオペレッタ

がっきのくにのなかまたち
～ドレミの森の不思議なお花し！？～

釧路短期大学では、音楽ゼミ所属学生によるオペレッタを開催することといたしました。脚本・演出・作詞・作曲の全てが音楽ゼミ所属学生による完全オリジナル作品です。

内 容 ここは楽器の国。自分の声が一番だと思っていて、まとまりのない楽器たちに指揮者はうんざり。そんな時、育てていた花につぼみができた。それは素敵な音楽を聴くと不思議な花を咲かせる。楽器たちの声で花は咲くのでしょうか。

出 演 釧路短期大学 幼児教育学科 音楽ゼミ所属の学生

入 場 無料（直接会場へお越しください。）

年齢制限 なし（お子さんがトイレに行きたがったり、泣いてしまっても上演中の出入りを制限しませんので安心してお越しください）

日 時 2月20日(土)2回公演

午前の部…開演11:00（開場10:30）

午後の部…開演14:00（開場13:30）

上演時間 約1時間

開 場 釧路市民文化会館 小ホール

●問い合わせ先

釧路短期大学 生涯教育センター ☎0154-68-5092

町育英奨学生を募集します

町では、優れた学生及び生徒であって経済的等の理由により就学が困難な進学者世帯に対して、平成22年度育英奨学生を募集します。

出願期間は、3月1日から3月31日までです。出願手続きなど詳しくは、下記にお問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ先

教育委員会 管理課 総務係 ☎62-2488

特設人権相談所の開設

人権に関する相談を下記のとおり専門の相談員が無料でお受けいたします。

日時 2月4日(木) 13:30~15:30
(計画活動月間)

場所 総合文化センター リハーサル室

相談内容 強要、妨害、暴力、虐待、いやがらせ、不当な取り扱いを受けるなどの人権問題、いじめ、差別、体罰問題、家庭の問題、金銭貸借など

[浜中町人権擁護委員]

天間館りゅう子さん(霧多布)

加藤 憲 治さん(茶内)

中村 裕 子さん(霧多布)

釧路地方法務局 人権擁護課 ☎0154-31-5014

「就学援助」に関するお知らせ

就学援助制度とは、生活保護世帯またはそれに近い程度に生活が苦しい世帯(学用品代や給食費などの負担が困難な世帯)に対し、お子さんが学校で楽しく勉強ができるように援助を行う制度です。

平成22年度の就学援助に関する内容の確認等は、下記までお問い合わせください。

■援助を受けることができる方

- ・現在生活保護を受けている方。
- ・生活保護を受けていたが、停止または廃止となり、経済的に困っている方。
- ・町民税の非課税や減免を受けた方。
- ・事業税や固定資産税の減免を受けた方。
- ・国民年金や国民健康保険の掛金の減免などを受けている方。
- ・児童扶養手当法により、手当の支給を受けている方。
- ・生活福祉資金の貸付を受けた方。
- ・その他、前年の収入額が少ないことにより経済的に困っている方。

■受けすることができる援助費

- ・学用品費(新入学含む)
- ・修学旅行費
- ・校外活動費
- ・学校給食費

●申し込み先

お子さんが通学している小・中学校

●問い合わせ先

教育委員会 管理課 学校教育係 ☎62-2383

平成21年度 「新規高卒者就職促進会」のお知らせ

新規高卒者就職促進会への参加をお願いいたします。地元での就職を希望している高校生と企業の方との就職面接会を開催いたします。

希望に燃える高校生がたくさん参加します。企業の皆様の積極的な参加をお待ちしております。

今春の採用予定が未定の企業におかれましても、この機会に新規高卒者の採用をぜひご検討ください。

日時 2月10日(水) 13:00~16:00

場所 釧路市治水町12番10号 釧路市民文化会館

●申し込み・問い合わせ先

釧路公共職業安定所(ハローワークくしろ)

職業相談第2部門 ☎0154-41-1201(内線 53)

交通死亡事故^{ゼロ}継続を目指して

● 冬季事故防止。

2月は、道路が積雪やアイスバーンで滑りやすくなる時期です。今年の道東は降雪の量が例年の3倍になっているようです。

この時期の事故の特徴としては、車がスリップし路外逸脱する事故が多くなります。滑りやすい冬型の事故を防止するにはスピードを控えめにして「急発進、急加速、急ブレーキ」をやめましょう。

また、凍結路面カーブでは、スピードを出さず、手前で減速し滑りを防止するなどの心がけをして事故を起こさない、遭わないようにしましょう。

● 路上駐車はやめましょう。

冬期間は降雪により道路が狭くなります。路上駐車は、除雪の妨害になったり、緊急自動車の通行の支障を与え、更には、交通事故の原因となったりします。

みんなで注意し合い、路上駐車を止めましょう。

駐在所告知板

交通死亡事故^{ゼロ}更新中
浜中町810日
(1月15日現在)

厚岸警察署浜中グループ駐在所